

質疑・回答書

告示番号	豊中市上下水道局告示第49号	件 名	令和4年度猪名川流域下水道原田処理場3系計量分配槽設備更新工事
No	質疑事項	回 答	
1	<p>施工前に第3系分配槽、最初沈殿池流入渠内、C列・D列最初沈殿池内の槽内浚渫、ドライ作業は所掌範囲外と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>受注者所掌範囲の際は設計変更対象と考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>第3系分配槽(可動堰上流側)について、槽内浚渫、及びドライ作業は想定していません。</p> <p>最初沈殿池流入渠内(可動堰下流側)、及びC列・D列最初沈殿池内(流出水路)については、排水設備が設置されていますので、概ね質疑の通り受注者範囲外となり、受注者所掌範囲の作業はありません。</p>	
2	<p>最初沈殿池流出水路バイパス管設置に伴いD、C列最初沈殿池を止める必要があると思われませんが、施工可能期間をご教授願います。</p>	<p>施工可能期間は、C列・D列最初沈殿池流出水路の各列について連続2日以内とし、C列・D列の同時停止は不可とします。</p> <p>角落し設置後は、C列・D列最初沈殿池流出水路に通水しながらバイパス管を施工することが可能となります。</p>	
3	<p>施工前に第3系分配槽、最初沈殿池流入渠内、C列・D列最初沈殿池内の槽内浚渫、ドライ作業を行うに当たり、ドライ手順、各槽の主な堆積物質、浚渫量、槽内ドライにかかる時間をご教授願います。</p>	<p>第3系分配槽(可動堰上流側)について、槽内浚渫、及びドライ作業は想定していません。</p> <p>最初沈殿池流入渠内(可動堰下流側)、及びC列・D列最初沈殿池(流出水路)については、排水設備が設置されています。</p> <p>手順等の詳細は、受注後協議とします。</p>	
4	<p>施工期間(令和4年11月～令和5年4月末、令和5年11月～令和6年4月末、令和6年11月～令和7年2月末)は3年に及びますが、技術者、現場代理人の途中変更は可能でしょうか。</p> <p>各年度ごとに変更(3名)又は2名(令和4年度1名、令和5、6年度1名)での変更は可能でしょうか。</p>	<p>途中変更は、発注者と元請事業者との協議により、以下の条件を全て満たす場合に可能です。</p> <p>①交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とすること。</p> <p>②交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されること。</p> <p>③工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められること。</p>	

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075
 FAX 06-6858-7225
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp

質疑・回答書

告示番号	豊中市上下水道局告示第49号	件 名	令和4年度猪名川流域下水道原田処理場3系計量分配槽設備更新工事
No	質疑事項		回 答
5	<p>施工期間(令和4年11月～令和5年4月末、令和5年11月～令和6年4月末、令和6年11月～令和7年2月末)以外の期間は技術者を非専任とする事は可能でしょうか。</p>		<p>当該期間は分配槽可動堰及び防食工の施工期間としており、当該期間以外の期間はそれ以外の作業期間として想定しておりますため、技術者の非専任は原則認められません。 ただし、当該期間以外の期間であっても、天候等の影響によりそれ以外の作業を行えない状況となった場合には、発注者と協議のうえ調整を図ることができるものとします。</p>
6	<p>特記仕様書(P.21)5.特記事項 施工で防水層を破る場合は補修を行うとありますが、今回工事にて具体的な防水層箇所をご教授願います。</p>		<p>防水層箇所の施工はありません。</p>
7	<p>施工時に第3系分配槽、最初沈殿池流入渠内、最初沈殿池へ出入りできる開口(タラップ付き)はあるでしょうか。 無い場合は出入用開口を建屋屋上に開けるなどの措置が必要でしょうか。</p>		<p>第3系分配槽(可動堰上流側)へ施工時に出入りすることは想定していません。 最初沈殿池流入渠内(可動堰下流側)、及び最初沈殿池(流出水路)には開口(タラップ付き)があります。</p>
8	<p>施工(機器撤去・据付、防食工事)に伴う電気は頂けるでしょうか。</p>		<p>施工(機器撤去・据付、防食工事)に伴う電気は、受注者負担になります。</p>

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075
 FAX 06-6858-7225
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp

質疑・回答書

告示番号	豊中市上下水道局告示第49号	件 名	令和4年度猪名川流域下水道原田処理場3系計量分配槽設備更新工事
No	質疑事項		回 答
9	<p>設計書の各系統同じ状況ですが、劣化部除去、断面修復、防食工の数量があっておりません。劣化部除去、断面修復は同数と思われませんが数量根拠をご教授願います。</p> <p>例) 明細書 9号 B系流入渠 劣化部除去 34㎡ 明細書11号 B系流入渠 断面修復 21㎡ 明細書12号 B系流入渠 防食工 31㎡</p>		<p>各系統について、劣化部除去、断面修復、防食工の数量はそれぞれ異なります。劣化部除去後、可動堰の基礎を築造するので、基礎部を控除し、断面修復を行い、次に基礎部も含めて防食工を行うので、それぞれ値が異なります。</p> <p>例) 明細書 9号 B系流入渠 劣化部除去 34㎡ 明細書11号 B系流入渠 断面修復 21㎡→(劣化部除去-基礎部) 明細書12号 B系流入渠 防食工 31㎡→(断面修復+基礎部)</p>
10			
11			
12			

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075
 FAX 06-6858-7225
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp